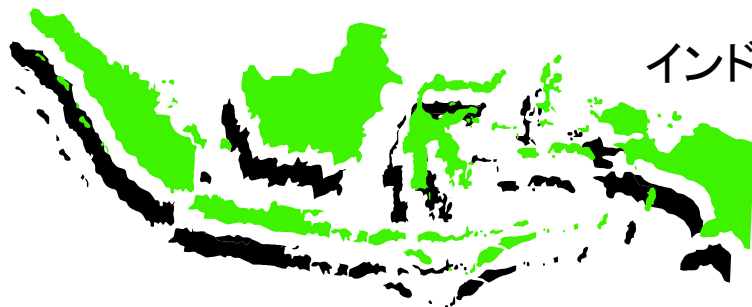
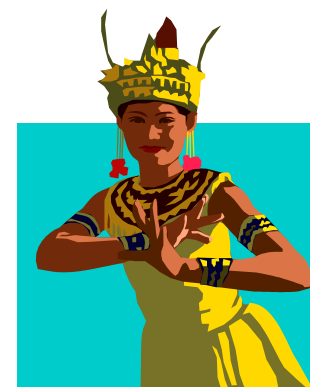


インドネシアでの 税務問題回避対策

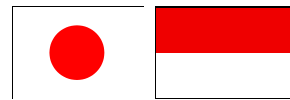


インドネシア進出サポート
小野耕司





自己紹介



- 1975/4～1981/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援分野配属
- 1981/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/7～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立
インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家


独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

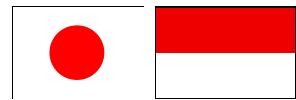
などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社



インドネシアとの
関わりも50
年になりました
た



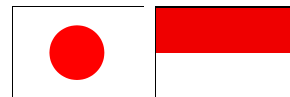
セミナー要旨



- インドネシアに進出する中小企業の多くは、大企業のように税務の専門スタッフを配置出来る訳ではありません。
- 経理処理のスタッフが一名だけで、日本人責任者も経理や税務については知識が無い場合がほとんどです。
- そのため、意図的ではないにしても、税法に違反した処理があっても、会計士も気が付かずにいるケースが散見されます。
- 確定申告の後に税務調査も無く、違反している処理が発覚しなければ問題ありませんが、何かの理由で税務調査に入られて、それが発覚した場合は、その対処に時間と費用を取られることとなります。
- このセミナーでは、[一般的な税法の解説](#)ではなく、日本の中小企業がうっかり犯してしまいそうな、税法違反の事例について、私自身の経験も基にして紹介します。



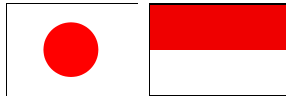
目次



1. 減価償却方法の違い
2. 無申告しでの商品輸出
3. 出張者に対する日当支払
4. 日本本社への低価格輸出
5. 課税所得の漏れ
6. ゴルフコンペ参加費用
7. 夜の懇親会支払
8. 日本出張時の土産代金
9. 現地での社会保険外医療費
10. 帯同家族の航空運賃



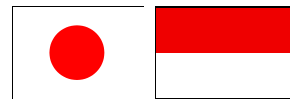
1. 減価償却方法の違い



- 原価償却費は別名“利益性コスト”と呼ばれるように、実際には将来の設備更新に備えた“へそくり”みたいなものです。
- 極端な例として、100万円の機械を新規購入して、16年で償却すべきもの、4年間で償却すると、毎年の償却費6.25万円が25万円に膨らみ、18.75万円の利益が消えてしまいます。
- また、節税目的で事務所のパソコンを多めに購入し、その年度の経費として処理するのも違法です。
- 経費として処理出来るものは、基本的に耐用年数が1年未満のものに限られます。
- 国税庁としては利益が減ると税収も減るため、当然ながら減価償却コストには目を光らせます。
- 税法に準拠した[減価償却ルール](#)で実施しているかどうか、注意することが大事です。



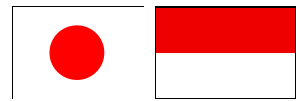
2. 無申告しでの商品輸出



- インドネシア現地法人で製作して日本本社に販売するものには、デジタルデータの形で送信または受け渡し出来るものがあります。
- また、非常に小型な精密機器などで、旅行鞆の中に入れて運ぶことが出来るものもあります。
- 親会社と子会社の関係だからと安易に考えて、物だけとりあえず受け渡して、会計処理は後日何かで相殺するまで放置するというケースがありました。
- 少額のものであればさほど問題にはなりません。本来であれば、海上貨物や航空貨物で輸出した場合と同様に、輸出入決済のための書類を作成しなくければなりません。
- 商品が物理的な物である場合は、旅行鞆に入れて運ぶ“Hand Carry”であっても、出発地の空港と到着地の空港税関において、輸出および輸入手続きをしなくてはなりません。
- それが発覚した場合は、密輸だけでなく、売り上げを隠した脱税行為として訴えられます。



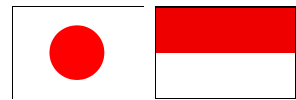
3. 出張者に対する日当支払



- 短期の出張は30日の到着ビザ、あるいは60日間の商用ビザで入国することが可能です。
- しかし、生産現場に入り、生産活動に関わることは禁止されています。
- 生産現場での指導等で入国する際には、滞在期間に関係なく、就ビザを取得しなくてはなりません。
- 就労ビザを取得することで、現地側の招聘企業から給与や日当の支払を受け、それに見合う所得税をインドネシアの国税庁に支払うこととなります。
- もし就労ビザを取らずに、現地企業から出張中の日当や出張旅費を受け取ると、現地側では所得税を支払うことも出来ません。
- 結局のところ、入国管理法、外国人労働法、そして税法に違反していることになり、摘発された場合は、運が良くて強制出国、悪質な場合は罰金刑や懲役刑を受ける可能性があります。



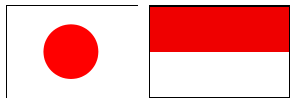
4. 日本本社への低価格輸出



- 現地法人の資本金出資比率が100%日本側である場合、日本への輸出製品の価格は本社の都合を優先させることが可能です。
- 仮にインドネシア現地法人が連結決算の対象であっても、インドネシア側の輸出価格や利益率が市場の相場から懸け離れている場合は、意図的に価格操作を行ったとの疑いを持たれます。
- インドネシアの国家歳入を最大化することを使命とする国税庁としては当然のことで、価格操作を行った企業に対しては、税務調査が入り、調査の結果に基づいて、追徴税や加算税などが課されます。
- 違反と見做された額によっては、汚職事件として刑事追訴される危険もあります。



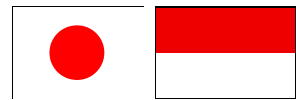
5. 課税所得の漏れ



- 日本人駐在員は現地法人が賃貸契約した借家またはアパートに住み、同じく現地法人がリース契約した社用車を利用するケースが多くあります。
- これらは固定的な福利厚生手当として、課税対象所得の一部と見做されます。
- 他にも何かの目的で、例えば仕事の関係での接待交際手当など、固定的に支払われている手当があれば、同じように課税対象所得と見做されます。
- もしこのような未計上の課税所得が多い場合は、国税庁の判断で見做し所得が確定され、法外な所得税を課税される恐れがあります。



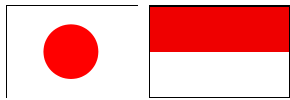
6. ゴルフコンペ参加費用



- 常夏の国インドネシアでは年間を通じてゴルフプレーが満喫出来、私も駐在期間中は1,000ラウンド以上のプレーを楽しみました。
- ラウンドのほとんどは個人的な楽しみでしたが、時には仕事上の付き合いで参加することも多くありました。
- 取引銀行やゼネコンによる、明らかに接待ゴルフと言えるお誘いに参加したこともあります。会社にゴルフ代を請求したことはありませんでした。
- 仕事の一環で取引先の担当者とゴルフをすることが多く、毎回自費で負担するのは厳しいので、接待交際費として処理することは可能かとの相談を受けたことがあります。
- 大きなプロジェクトの契約を確実にするためであれば、明らかに事業の成功に必要な費用ですから、その目的、場所、日時、参加者等を明示することで認められると思います。
- しかし、取引先との定期的なゴルフコンペは、自身の健康管理の一環として自費負担とすべきでしょう。



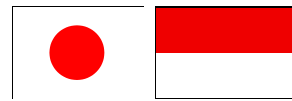
7. 夜の懇親会支払



- 営業の仕事に関わっていると、取引先を昼食や夕食に招待することは頻繁にあると思います。
- 会食だけでしたら、その目的、日時、場所、参加者等を明示することで、接待交際費として認められると思います。
- 夕食の後の二次会として、カラオケバーに招待することもあります。これも同様に接待交際費として処理するのは要注意です。
- その目的、日時、場所、参加者等を明示することは当然ですが、国税庁の前に、社内の経理責任者が納得出来る目的であることが大事です。
- たとえ取引先であっても、飲み友達みたいになっている場合は、割り勘か個別清算で済ませる方が無難でしょう。



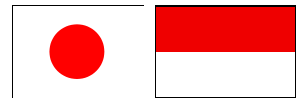
8. 日本出張時の土産代金



- 年に何回か本社に出張で帰国する際には、関係部門の担当者にインドネシアのお土産を買って帰ることがあるでしょう。
- 社内向けのお土産を接待交際費で処理するのは無理があるので、ポケットマネーで負担すべきでしょう。
- しかし、大きなプロジェクトに関係する、日本国内の取引先企業に、インドネシアの有名な産品をお土産として持参するのは、その目的と持参先を明示することで問題は無いでしょう。
- 逆に、相手に喜んでもらえて、贈り物としての効果があるのかが問われると思います。



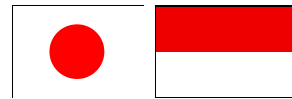
9. 現地での社会保険外医療費



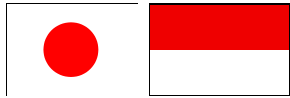
- ▶ 外国人労働者も、インドネシアの社会保険には加入が義務付けられており、病気や怪我の治療代を請求することは可能です。
- ▶ しかし、生命に関わる手術や出産等、事情により社会保険でカバー出来ない病院での治療を受けた場合や、シンガポールや日本の病院での治療を受けた場合は、診断証書と治療費の領収書を提示して、日本国内の健康保険組合に請求しなくてはなりません。
- ▶ 仮払いで保証金を一時的に立て替えることは可能ですが、インドネシアの社会保険による補償額との差額を、医療費として現地法人に請求することは出来ません。



10. 帯同家族の航空運賃



- 帯同家族をインドネシアに呼び寄せる場合、一時帰国させる場合、そして本帰国させる場合の航空運賃を、現地法人の旅費交通費あるいは福利厚生費として処理することは出来ません。
- ビザ取得費用、日本人学校入学金・授業料等も含め、日本側で負担すべき費用となります。
- どうしても現地側の負担としたい場合は、駐在員の現地給与を増やし、固持負担することも可能ですが、現地での所得税が増えるのは避けられません。



インドネシア進出サポート公式サイト

<https://www.hmkt.jp/>

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです。
毎月1日発行のメルマガのバックナンバーも掲載しています。
(Googleトップランキング)

インドネシア最新情報ブログ

<https://per-inc.com/blog/>

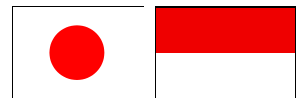
あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています。

インドネシア進出サポートウェブセミナー

<https://www.youtube.com/channel/UCXghuRz7zRX5jLOXu75rQjQ>

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています。
インドネシア週刊ニュースダイジェストも毎週月曜日に発信しています。

**愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています**



**ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です**